

部活動運営方針



石岡市立石岡中学校

< 目 次 >

I 部活動の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨 P1
- 2 部活動の意義 P1
- 3 石岡中学校の目指す部活動 P1

II 石岡市立中学校部活動運営方針

- 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営 P2
- 2 適切な部活動の運営のための体制整備 P2
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な
活動の推進のための取組 P3
- 4 適切な活動時間や休養日等の設定 P4
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 P5
- 6 学校単位で参加する大会・
コンクール等の見直し P5

I 部活動の基本的な考え

1 策定の趣旨

平成30年3月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、国の「ガイドライン」が策定され、各学校に対しても、「運動部活動の方針」を策定することが求められている。

石岡中学校においてもこれを受け、「ガイドライン」や「茨城県運動部活動の運営方針」（以下、「県運営方針」）、「石岡市立中学校部活動運営方針」（以下、「市運営方針」）に則り、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、全ての生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「石岡中学校部活動運営方針」を定めることとする。

2 部活動の意義

- (1) 部活動は、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として行われる。また、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。また、他者を尊重し協働する精神や、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

【中学校学習指導要領（文部科学省 平成29年3月）における部活動の位置付け】

「部活動は、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

3 石岡中学校の目指す部活動

◎心ゆたかに 英知みなぎる たくましい生徒の育成

○ 望ましい人間関係や社会的資質を養う

・ 規律、マナーの向上 ・ 相手を尊重する態度の育成 ・ 自立、自律の精神の育成

石岡中学校では、部活動を通して、心・技・体の調和のとれた人間形成を目指す。また、生徒自らが設定した目標への支援を通して、生徒の新たな資質・能力を開発する。

- ・ 喜びと生きがい ・ 体力・技能の向上と健康の増進
- ・ 生涯にわたってスポーツ、文化に親しむための基礎づくり
- ・ 豊かな人間性の育成 ・ 明るく充実した学校生活の展開（規律と学力の向上）

Ⅱ 新たな部活動に向けての石岡中学校部活動運営方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動である。また生徒に、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。このことから部活動は、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。

- (1) 部活動は、生涯にわたって豊かな生活を送る資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものである。
このことから学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「石岡中学校部活動運営方針」（以下、「方針」）の見直しをするものとする。また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会・コンクール等）、並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成し、校長に提出し、承認を得ることとする。

- (1) 部活動の方針の策定等
 - ① 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度「方針」を策定し、ホームページ等への掲載などにより公表する。
 - ② 部顧問は、年度初めに年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会・コンクール等）、並びに毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日及び大会・コンクール参加等）を作成し校長に提出する。
 - ③ 部顧問は、総合体育大会、新人体育大会、コンクール等の活動実績を校長に報告する。
- (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築
 - ① 部活動の適切な設置
部活動の設置（新設、統廃合を含む）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者（教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制、施設、設備などにおける安全面等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。
 - ② 部活動への加入方針
生徒の部活動加入については、「希望者のみの加入」とする。入部願書を担任及び顧問に提

出し、許可された者の入部を認める。入部願書は毎年度提出する（継続であっても提出する）。また、便りや大会プログラム、その他必要に応じて生徒の写真や個人名等の記載を承諾してもらうよう、1年生時に「個人情報取り扱いに関する同意書」を提出する。

③ 専門的知見を有する者との連携

顧問のみならず、専門的知見を有する教員や養護教諭、学校医、保護者等と連携・協力し、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な練習内容や時間（量）、科学的見地に基づいたトレーニング内容や時間（量）について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得られるよう努める。

④ 部活動保護者会の実施

各部は、年度初めに（必要に応じて新チーム発足時）、部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針等について、保護者に周知し、理解を図る。また、部活動指導員が配置されている場合や中学校体育連盟登録の外部指導者等を活用する場合は、原則として、部活動保護者会で紹介する。

⑤ 「活動計画・活動実績簿」等の点検

校長は、「活動計画・活動実績簿」を点検し、方針で定める範囲の活動となっているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。

⑥ 適切な指導の実施

校長は、部活動指導員等に対して定期的な研修の機会を以下のような内容で設定するよう努める。

- ・学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・生徒の人格を傷つける言動や体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の禁止
- ・服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

⑦ 研修について

- ・部活動運営に関わる研修

部活動に関わる教員は、茨城県教育委員会が主催する部活動に関する講習会や市教育委員会等が主催する研修等に参加し、伝達することを通して、石岡中学校の部活動指導の質の向上を図るよう努める。

⑧ 各所属団体への登録について

団体登録の場合は、登録費は学校が負担する。個人登録の場合、登録費は各個人・家庭で負担する。保護者会の際に、十分に説明を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

（１）校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（２）部顧問は、科学的な見地に基づき練習の効果を得心するため、計画的に休養日を設定することが必要ことや、過度の練習はスポーツ障害・外傷、精神面への影響などのリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解するよう努める。

また、専門的知見を有する教員（保健体育・音楽・美術等）や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会・コンクール等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えるように努める。

また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるように努める。

(4) 校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のことについて、部顧問に対し、支援及び指導を行う。

① 部顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

② 部顧問は、万が一に備え、石岡中の「危機管理マニュアル」を参考に、緊急時に対応できるようにしておく。

③ 部顧問は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修し、重篤化しやすく命の危険に関わることを生徒に指導する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

なお、気象庁の高温注意情報（最高気温35度以上）及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数（WBGT）等の情報に十分に留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮した活動を実施する。

4 適切な活動時間や休養日等の設定

◇ 部活動における活動時間及び休養日の確保については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点や活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(1) 各部活動の活動時間及び休養日を次の通りとする。

① 活動時間について

- 平日の活動時間は、2時間を上限とし、「完全下校時刻」（別表1）を定める等、活動時間が守られるように工夫する。休日の活動時間は、3時間を上限とする。スクールバスの発着時刻に合わせて、活動開始時刻・終了時刻を設定する。平日、休日の活動時間は、週計11時間を上限とする。
- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動なるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定する。
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振り返る。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内になるよう活動時間を調整する。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、平日、休日の活動時間の週計11時間を上限とし、活動時間を設定する。
- 総合体育大会及び新人体育大会等の上位大会やコンクール前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意が得られれば、活動時間等の調整を行うことができる。
- 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。また、特例として朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動で施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。
- 令和7年度石岡中学校教育課程方針に則り、学期末成績処理期間は活動時間を短縮するなどして、部活動を実施する。

② 休養日について

- 平日1日以上、休日（土・日）1日以上、週当たり2日以上の休養日を設けることを基本とする。
- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 定期テスト（中間テスト・期末テスト）3日前、テスト当日、学校運営上やむを得ず部活なしとする日などは、「テスト前の休養日」「テスト休養日」「学校指定の部活動のない日」として、休養日を設ける。
- 当初計画していた休養日に、活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に休養日を設ける。
- 以下の日は、「部活動一斉休養日」とする。
 - ア 新年度職員出勤日初日
 - イ 学校閉庁日
 - ・ 夏季休業 8月12日～8月16日の5日間
 - ・ 年末年始 12月28日～1月4日の8日間
 - ・ 県民の日 11月13日（県民の日が土・日の場合には活動可）
 - ・ 創立記念日 1月9日

- (2) 校長は、「方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携し、組織の体制を整えるよう努めることとする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、学校や生徒の実態に応じ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動設置の検討に努める。

少年期におけるスポーツのアスリートや芸術のアーティストの育成をすべての部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、部顧問の負担軽減を図るため、部顧問が、地域の各種団体の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりを行うとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制を整えることができるように努める。

(2) 地域、保護者との連携等

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や関係機関との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境の整備を推進するよう努める。

(3) 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

学校は、子供の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、部顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

◇ 学校は、各部が参加する大会・試合・コンクール等を把握し、生徒や部顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会・試合・コンクール等を精査するものとする。

- (1) 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- (2) 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長へ提出する。
- (3) 休日に大会、練習試合、コンクール等に参加する時には、事前に校長へ「対外試合等参加承認願」を提出する。
- (4) 保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して計画する。
- (5) 大会日程に伴い、定期テスト等の直前に大会等に参加せざるを得ない場合については、事前に校長の承認を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て参加することができる。

(別表1) 完全下校時刻について

月	時刻	月	時刻	月	時刻
4	17:40	9	17:30	1	16:40
5	17:40	10	17:00	2	17:00
6	17:40	11	16:30	3	17:20
7	17:40	12	16:20		